

議案第 5 9 号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定
について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例
(さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例(平成 1 3 年さいたま市条例
第 1 5 9 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(使用料) 第 7 条 施設において診療又は検査を受けた者は、 <u>健康保険法(大正 1 1 年法律第 7 0 号)第 7 6 条 第 2 項(同法第 1 4 9 条において準用する場合を 含む。)</u> 及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭 和 5 7 年法律第 8 0 号)第 7 1 条第 1 項の規定に 基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要す る費用の額の算定方法により算定した額の使用料 を納付しなければならない。	(使用料) 第 7 条 施設において診療又は検査を受けた者は、 <u>別表第 1 に定める使用料を納付しなければなら ない。</u>		
(手数料) 第 8 条 施設において診断書、証明書又は障害者自 立支援法医師意見書の交付を受けようとする者は、 <u>別表に定める手数料を納付しなければならない。</u>	(手数料) 第 8 条 施設において診断書、証明書又は障害者自 立支援法医師意見書の交付を受けようとする者は、 <u>別表第 2 に定める手数料を納付しなければなら ない。</u>		
	別表第 1 (第 7 条関係)		
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead></table>	区分	金額
区分	金額		

<p>別表（第8条関係） [略]</p>	<table border="1" data-bbox="837 197 1433 353"> <tr> <td data-bbox="837 197 949 353">診療及び検査</td> <td data-bbox="949 197 1433 353">診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表により算出した額</td> </tr> </table> <p>別表第2（第8条関係） [略]</p>	診療及び検査	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表により算出した額
診療及び検査	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表により算出した額		

（さいたま市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一部負担金の特例）</p> <p>第5条 被保険者は、<u>往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法の規程中規則で定める規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等が当該規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</u></p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第</u></p>	<p>（一部負担金）</p> <p>第5条 被保険者は、<u>往診又は歯科訪問診療（以下「往診等」という。）の給付を受ける場合において、当該往診等が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診等の給付に要する費用のうち当該往診等がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</u></p> <p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は</u></p>

2 項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第7条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高年齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

例による場合を含む。次条第2項において同じ。
)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第7条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例(平成13年さいたま市条例第198号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 前条に規定する診療を受ける者は、<u>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)</u>及び高年齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。ただし、当該算定方法により難しいものの使用料は、次項に定めるものを除き、市長が定める額とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 前条に規定する診療を受ける者は、<u>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)</u>により算定した額の使用料を納付しなければならない。ただし、<u>診療報酬の算定方法</u>により難しいものの使用料は、次項に定めるものを除き、市長が定める額とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。